

施設内療養時の対応の手引き

<目次>

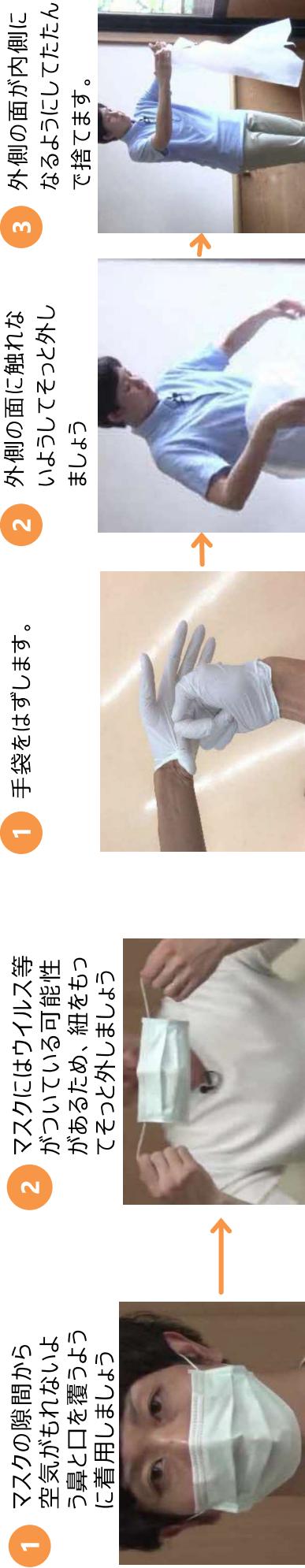
	ページ数
1 感染予防策(防護具の着用、はずし方)	2
2 ゾーニングと個室への避難	4
3 職員の確保と業務内容の調整	6
4 物資確保	7
5 入所者の健康管理	8
6 医療提供	9
7 標準予防策を踏まえたケア	10
8 衛生管理	11
9 施設マネジメント、情報管理	13
10 過重労働、メンタルヘルス	14
11 情報発信	15

1 感染予防策(防護具の着用、はずし方)

- 感染の危険から守るためにには、個人防護具を適切なタイミングで着用し、正しい方法で外すことが重要です。
 - 場面や接觸の度合いに応じて個人防護具を選択
 - 施設内療養者のケアにあたっては、ガウン・使い捨てエプロンや手袋、ゴーグル（又はフェイスシールド）などを着用
 - 咳込みの多い利用者など髪の毛も汚染される可能性がある場合はキャップも使用
 - 可能であれば、入所者にもマスクを着用してもらう

マスクの着脱法

★ノーズワイヤーが上に来るよう¹に装着
★マスクの裏表が包装紙に明記されている場合は、
指示に従って適切に装着



手袋のはずし方

- 1 手袋の外側を引っ張り上げます
- 2 そのまま、手や腕に触れないように脱ぎます
- 3 脱いだ手袋は、もう片方の手で握ります
- 4 手袋を脱いだ手で、もう片方の手袋の内側を持ち上げます。外側の汚れた部分に触れないよう注意します
- 5 汚れた側が内側になるように、外します



個人防護具の種類



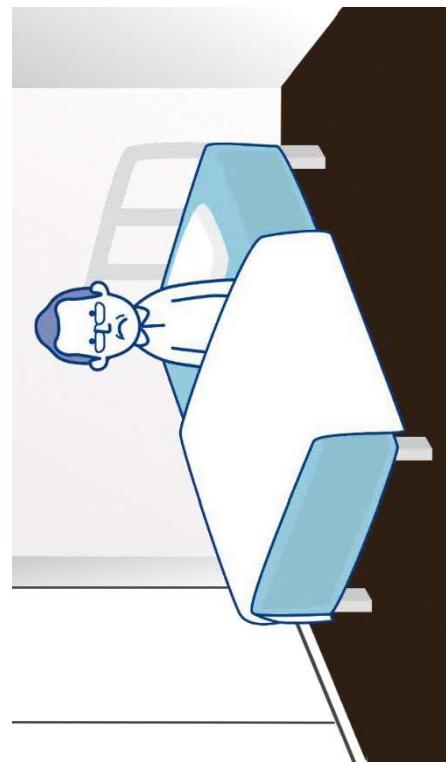
状況に応じて、適切に選択し、組み合わせて使用します。



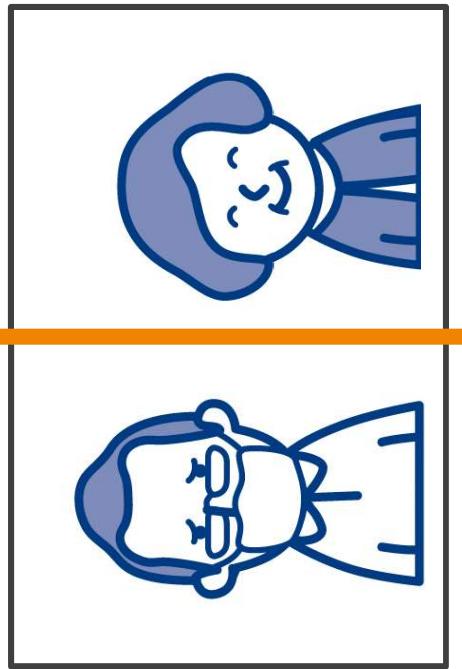
2 ゾーニングと個室への避難

- 保健所や感染症対策の専門家等の指示に従い、感染の疑いのある利用者を個室に隔離します。
- また、個室が十分にない場合には、感染の可能性のある人たちを移動させてではなく、その場から動かさずにエリア全体を感染のリスクがあるゾーンとみなして対応します。
- 職員の勤務状態を確認し、「感染している可能性がある」と考える範囲を検討します

個室へ避難

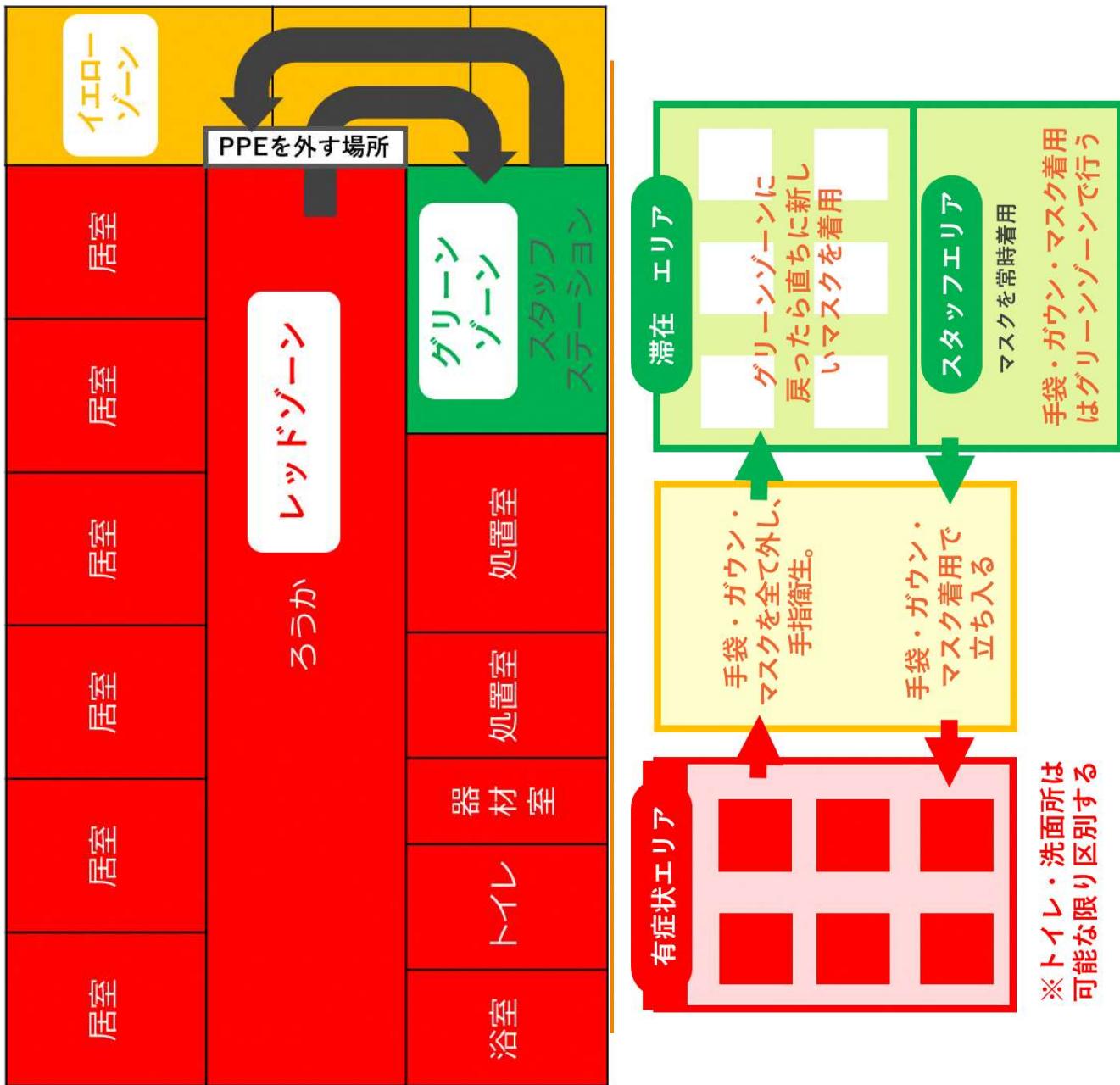


ゾーニング（区域を分ける）



- 3つの区域に分ける
 - ウイルスが存在する区域（レッドゾーン）
 - 防護具を脱ぐ場所、ウイルスが存在する可能性がある区域（イエローゾーン）
 - ウイルスが存在しない区域（グリーンゾーン）
- 感染が疑われる利用者を個室に隔離
- 感染している可能性があると考える範囲を検討
- 個室に隔離した利用者には、個室・エリアを出ないようにしてもらう

感染発生時のゾーニングの例



3 職員の確保と業務内容の調整

- 感染者や濃厚接触者となること等により職員の不足が見込まれます。施設内の勤務調整や応援職員の要請により人員確保を行います。
- また、業務の重要度に応じて分類し、感染者、濃厚接触者の人数、出勤可能な職員数の動向等を踏まえ、提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更を行います。
- 業務が回らなくなつてからではなく、職員の不足が見込まれる場合は、早めに対応することは重要です。



＜参考：優先業務の考え方の例＞

優先順位の基準	生命を守るために必要最低限	減少・休止	(ほぼ)通常、一部減少・休止
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助
排せつ介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限
医療的ケア			
洗濯		必要最低限	必要最低限
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に交換	順次、部分的に交換

4 物資の確保

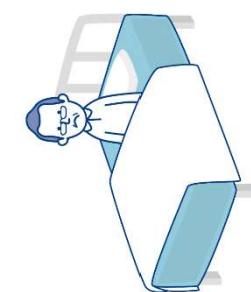
- 感染症対策に使用する物品は「いざ」という時、ないと困ります。そのため、日頃から在庫管理をしておきましょう。
- 感染者や濃厚接触者の人数から今後の個人防護具や消毒等の必要量の見通しをたて、物資の確保を図ります。
- 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまでに時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼することが必要です。
- また、不足が見込まれる場合は、都道府県に相談しましょう。



5 入所者の健康管理

- 健康管理の方法や、症状に変化があつた場合等の相談先を含めた連絡・報告フロー等の対応方針を都道府県等に予め相談・確認しておき、同方針にしたがつて、対応します。
- 感染している入所者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要です。
- 保健所等の指示に従い、例えば、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメータ等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行います。
- 症状や状態に変化があつた場合には、速やかに医師、保健所等に相談します。
- 他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、少しでも咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに医師、保健所等と相談しましょう。
- 他者の発見した場合は、速やかに、医師等に報告

健常を発見した場合
異常を発見した場合



速やかに、医師等に報告

新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性があることに十分留意しましょう

利用者の健康状態の記録(書式例)

部屋	発熱 (体温)	(頭)	呼吸状態	酸素飽和度	腹痛	発疹	味覚 嗅覚 の有無	その他	備考

新規発生がないことを確認するまで、利用者全員の健康観察

6 医療提供

- 医師の指示に従い、状態に応じて必要な医療を提供します。そのために、医療に係る人員体制を確保します。施設内、法人内で体制を整えることが難しい場合は、都道府県（医療担当部局等）等へ派遣を要請しましよう。
 - 医師：必要時に診療・健康相談が可能な体制
 - 看護師：適時の健康管理、状態の変化確認が可能な体制
- 都道府県等に、症状や状態に変化があつた場合の相談・対応方針や医療機関へ移送が必要となつた場合の移送手段、受入医療機関の候補等を事前に確認しておきましょう。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 疫の 手引き 第4.2版

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第4.2版

感染者が発生した場合には、「感染制御・業務継続支援チーム」(※)が支援を行い、必要に応じて専門家やDMAT・DPAF等の医療チーム等を迅速に派遣（※全ての都道府県に設置）

1 病原体・疫学 5

病原体／伝播機式／国内発生状況

2 臨床像 9

臨床像／画像所見／重症化のリスク因子／合併症／症状の遷延／妊娠例の特徴／
小児例の特徴

3 症例定義・診断・届出 20

症例定義／病原体診断／血清診断／インフルエンザとの鑑別／届出

4 重症度分類とマネジメント 29

重症度分類／軽症／中等症／重症

5 薬物療法 37

日本国内で承認されている医薬品／日本国内で入手できる薬剤の適応・外用使用

6 院内感染対策 45

個人防護具／換気／清掃消毒／医療機器の洗浄／患者導線の先進／着脱の取り扱い／死後のケア／
職員の健康管理／非常事態におけるN95マスクの例外的取扱い／非常事態におけるサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグルおよびエイシールドの例外的取扱い／妊娠および新生児への対応

7 退院基準・解除基準 53

退院基準／宿泊療養等の解除基準／生活指導

《感染制御・業務継続支援チーム》

- 施設等で感染が発生した際の迅速な**感染管理**
 - … ノーニング、検体採取、PPEの着脱方法 等
- 施設における本部の運営等の**マネジメント支援**
- **情報管理の支援**
- 関係機関、地域との**コミュニケーション支援**
- **施設機能の維持のための支援**
 - 医療従事者等の確保に係る調整、メンタルヘルスケア
 - PPE等の物資の在庫管理・確保
 - 新規感染者の搬送・入院調整や、病状変化等に応じた転院調整

7 標準予防策を踏まえたケア

- マスク、ガウン、フェイスクールド等の個人防護具を着用してケアを行います。
- ケアの前後には、必ず手洗い、手指消毒を行います。
- ケアで出たオムツ等などの廃棄物は個別にビニール袋に入れ感染防止対策を講じて処理します。

必ず手洗い 手指消毒 個人防護具 の着用



ケアの実施 必ず手洗い 手指消毒



必ず手洗い 手指消毒



<参考>

- 介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」

厚生労働省youtube MHLWチャンネル

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWi_HGPFEBEiyWloHZGHxQc



- 介護サービスにおける感染症対策力向上のための研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyo/kaijou_koureisha/kansentaisaku_0001.html

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

8 衛生管理①

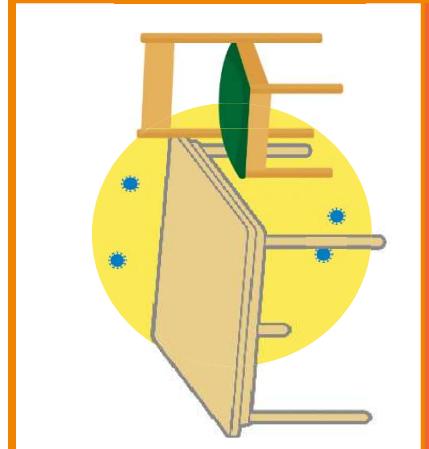
- 施設内の環境整備の基本は、日常的な整理整頓と清掃です。清掃前と清掃後は、必ず手洗いをおこない、清掃中は、必要に応じて、手袋、マスク、ガウンを着用し、窓を開けるなどして換気を行います。
- 共用部分の多くの人の手が触れるテーブルや椅子、手すりやドアノブなどは、特に丁寧に清掃しましょう。

清掃前・清掃後

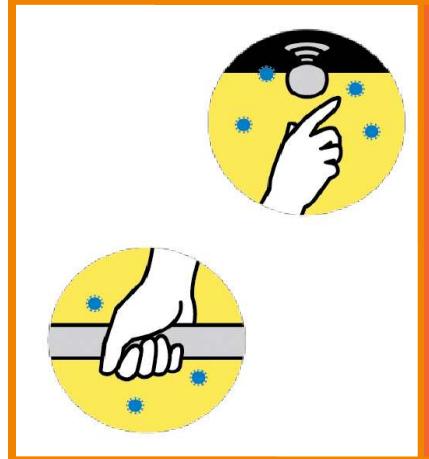
清掃中



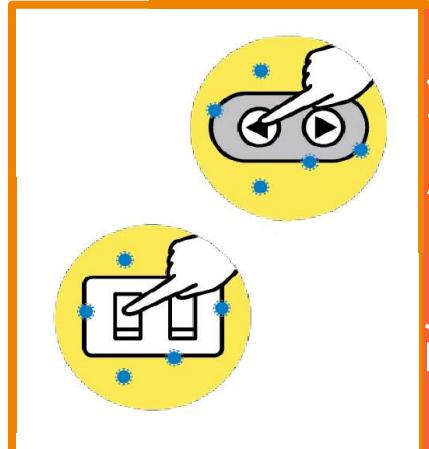
<特に丁寧に清掃を行う必要のある場所>



椅子やテーブル



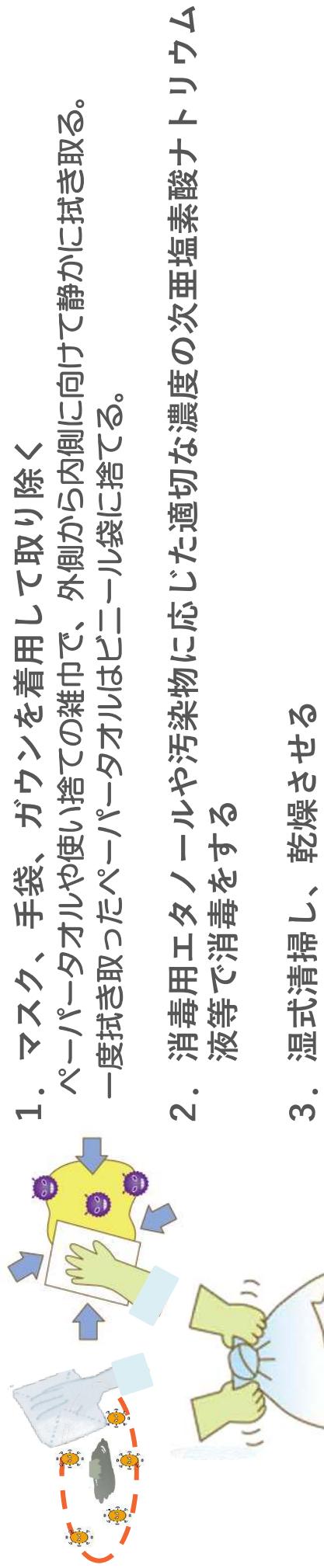
手すり・ドアノブ



電気のスイッチやエレベーターのボタン

8 衛生管理②

- 床などに血液などの体液、嘔吐物、排泄物等が付着した場合、手袋を着用して取り除いた後に、次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をします。
- 特に吐物の場合には注意が必要です。目に見える範囲より広範囲に汚れているので、十回りから掃除する必要があります。



設備や物品に付着したウイルスの消毒方法

食器・箸など



食器用洗剤で洗浄

廃棄物



感染防止対策を講じて排出
廃棄容器の表面は
アルコールで消毒

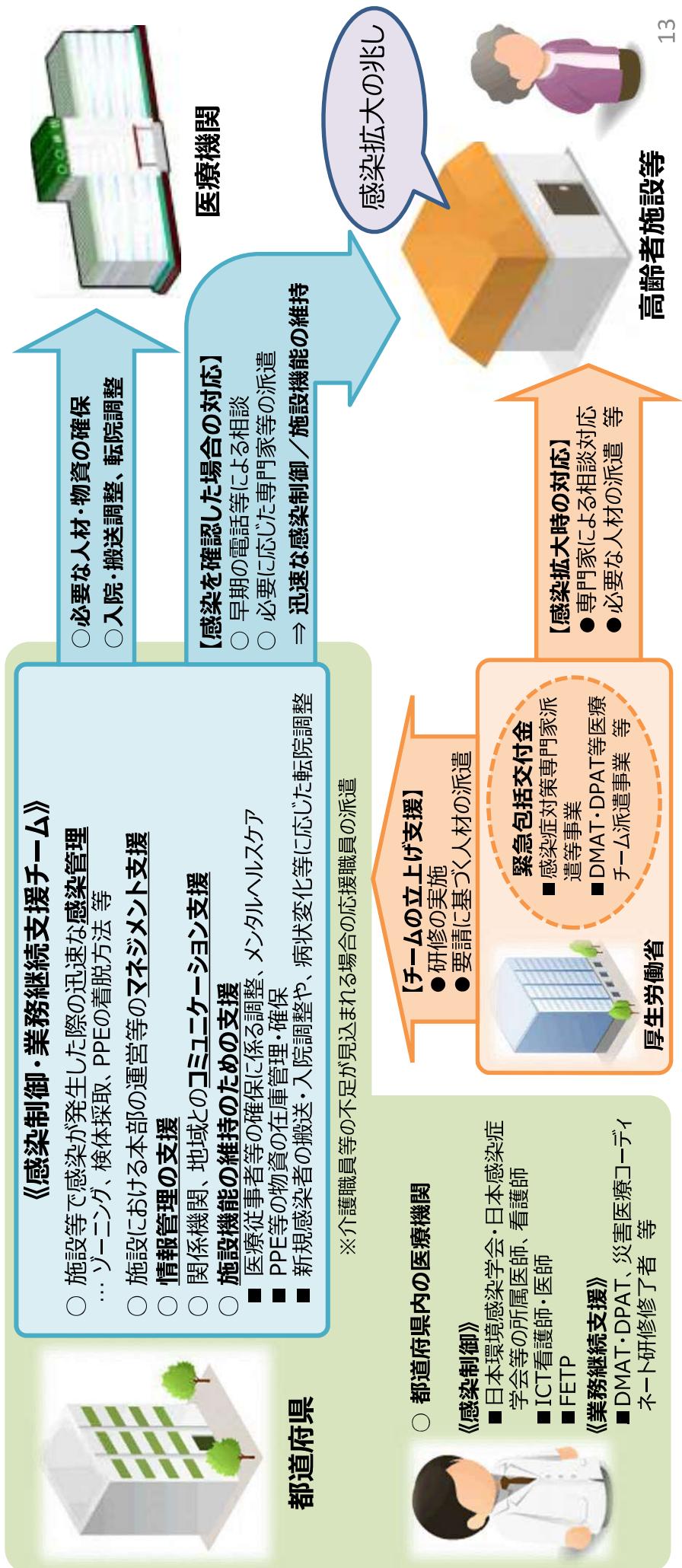
リネンや衣類など



消毒（熱水(80°C・10分間)
洗浄含む）

9 施設マネジメント、情報管理

- 管理者が中心となり、①感染発生状況の把握と対応、②感染拡大防止対策の実行、③組織内外への報告相談指示受け、④関係機関との連絡と連携を、速やかに行うとともに、入所者へのケアを継続していく必要があります。
- 事前に、全体の意思決定者、各業務の担当者（誰が、何をするのか）を決めておき、関係者の連絡先、連絡フローの整理を行っておきましょう。
- 各都道府県に設置されている「感染制御・業務継続支援チーム」において、施設における本部の運営等のマネジメント支援、情報管理の支援、地域とのコミュニケーション支援等を行つており、支援が必要な場合は早めに都道府県に要請しましょう。



10 過重労働、メンタルヘルス

- 勤務可能な職員をリストアップし、調整を行います。職員の不足が見込まれる場合は、早めに法人内や都道府県への応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働を予防します。
- 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないよう配慮します。また、連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週に1日は完全休みなどする等、一定時間休めるようにシフトを組みます。
- 感染症への対応の中、言葉の暴力も含めた事態に追われることには誰しも心が折れるもので、職員家族への影響などのストレスを抱えている場合もあります。まずは、非日常であることを認識し、職員の健康管理に注意するとともに、職員が何でも話しやすい雰囲気をつくることが重要です。
- 自身の施設の中だけで解決するのではなく、保健所や自治体にある精神保健センターなど外部の専門職にも相談できる体制を整えておくことが重要です。

<サポートガイド>

新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設等の職員のための サポートガイド (第1版)



<リーフレット>

新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設・事業所の 職員の方を 支えるために

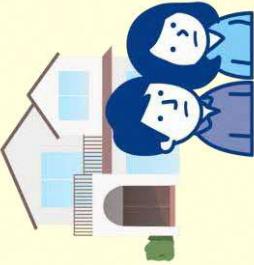
介護の現場で最も大切なのは、そこで働く職員一人一人が、この業務のうちは、もともといたはずの自分たちの元気な姿を保つことができる、そして、患者の立場から見ても、施設のスタッフが心からおもてなししてくれる、信頼やリスペクトされる環境の提供が大切だといふことです。患者さんからの信頼や、職員や介護士の信頼の回復が大切だといふことです。特に、今はコロナウイルス感染症による影響から、介護の立場では、職員の心の健康や、職員の立場における介護の立場での心の健康が大切だと感じています。そのため、自分たちの立場を理解されることは、心の健康を守るためにも、とても重要なことになります。だから、心の健康を守るために、自分たちの立場を理解してもらうことが大切です。



11 情報発信

- 法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておきます。
- 公表の内容については、入所者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討します。
- 取材の場合は、誰が対応するかをあらかじめ決めておきます。複数名で対応にあたる場合は、対応者によつて発信する情報が異なるように留意します。
- 入所者・家族・職員が、報道を見て初めて初めてその事実を知ることがないように気をつけます。
- 発信すべき情報については、遅滞なく発信し、真摯に対応しましょう。

家族等



- わかりやすい言葉で、懇切丁寧に
- 不要に不安をあおらないように注意
- 面会ができるない場合は、状態像がイメージできることがあることに留意

関係機関



- 物資や職員確保の協力や、感染管理の助言など、協力してもらうこともあるかもしれません。そのため、正直に情報を伝達



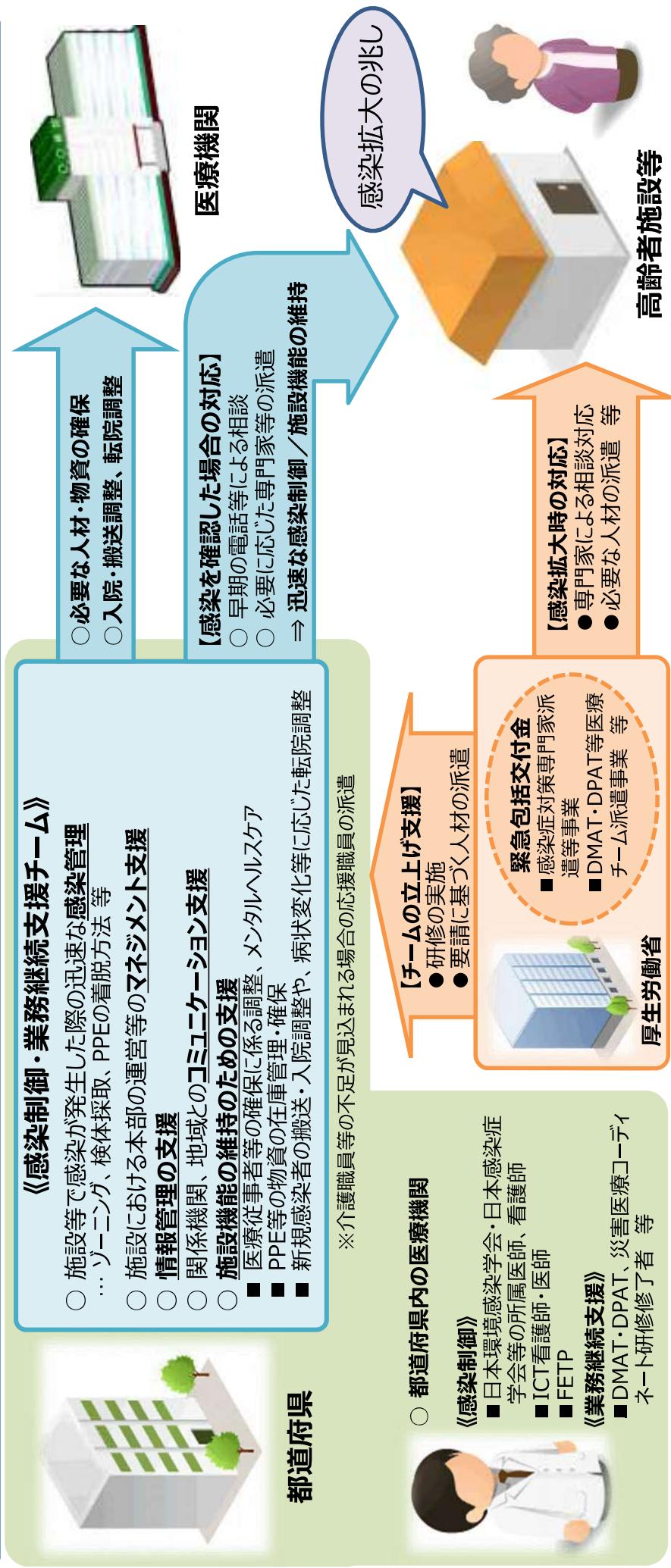
＜公表に関する方針＞

- ✓ いつ（タイミング）
- ✓ 公表する範囲
- ✓ 公表する内容
- ✓ 公表の方法
- ★ 入所者・家族・職員のプライバシーに配慮
- 職員体制、入所者の状況、物資の状況等について1日1回以上を目安に指定権者に報告

高齢者施設等における感染制御・業務継続の支援のための体制整備等について

別添3

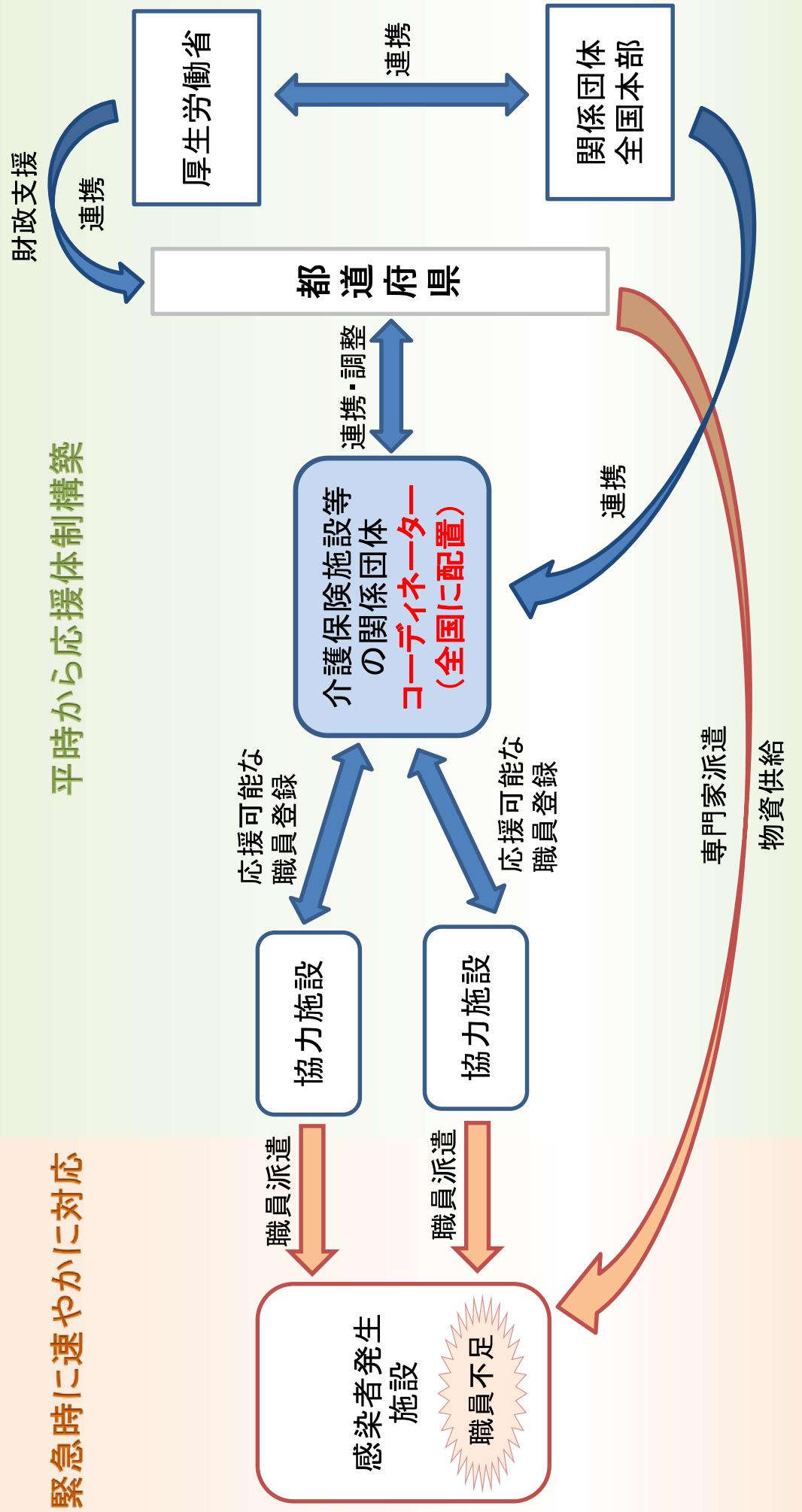
- 年末年始以降の感染拡大により、医療提供体制の負荷が高まっており、高齢者施設でのクラスター発生事例も増加が継続。こうした状況を踏まえ、**高齢者施設等における感染状況の調査・感染制御・業務継続に係る体制の整備（支援チームの編成等）**を進めいくことが重要。
- 1. 高齢者施設等における感染状況の調査・感染制御・業務継続に係る体制の整備（支援チームの編成等）**
 - … 各都道府県において、感染が一例でも確認された場合に、以下の人材で構成された支援チームによる相談や応援派遣を早期に行える体制を確保する。
 - ノーニング等の感染管理を行う“ICT”の技能を保有した看護師・医師”等や、調査・対策の支援を行う“DMAT・DPAT”、災害医療コーディネート研修修了者 等
 - 調整本部のマネジメントや、施設機能の維持に係る支援を行う“DMAT・DPAT”、災害医療コーディネート研修修了者 等
- 3月末までのチーム編成を目標として検討を要請**
- ※ 都道府県におけるチーム編成の実践例：千葉県、愛知県、岡山県 （実践例を収集し横展開）
- 2. チームの編成・レベルアップに必要な研修の実施、各種支援策の活用による人材の確保**
 - … 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 地域支援班・クラスター対策班等と連携し、上記のようなチームの編成・レベルアップ等に向けて、必要な研修の実施や、緊急包括支援交付金の活用による人材の確保に向けた準備を行う。



緊急時等に備えた平時からの応援体制の構築

別添4

- 全国の都道府県ごとに、介護保険施設等の関係団体にコーディネーターを配置。
- あらかじめ応援可能な職員登録を行う等、平時から、サービス提供者を確保・派遣するスキームを構築。
- 感染者等が発生した場合は、速やかに応援職員を派遣。
- 都道府県は、必要な物資の供給や専門家を派遣。



新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

＜地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）＞ 令和3年度予算：137億円の内数

別添5

※令和3年度までの実施

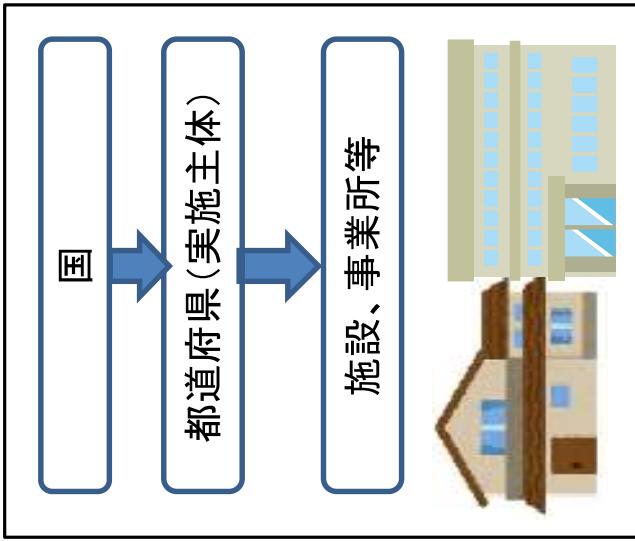
1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

- ・介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとつて必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルス感染症等によりサービス提供が必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められることがある。
- ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められることがある。
- ・高齢者から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
※休業要請を受けた事業所を含む

- ②新型コロナウイルス感染者の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】



【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

①緊急時の介護人材確保に係る費用

- ・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用

②職場環境の復旧・環境整備に係る費用

- ・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等

③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用

2 緊急時介護人材派遣に係るコーディネート事業

- 都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、更なる支援を行う。

補助概要	<p>○ 病床ひつ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間（※）について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなして、従来の経費支援に加え、新たに<u>補助</u>を行う。</p> <p>※ ①～⑤等の実施をチェックリストで確認し、補助</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認</p> <p>② ゾーニング（区域をわける）の実施 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、</p>				
	○	施設内療養者1名につき、 <u>15万円</u> (15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円／日を日割り補助)	補助額	※ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。（かかり増し費用のメニューに追加）	
対象サービス	○	介護施設等		（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、 短期入所療養介護）	
適用時期	○	令和3年4月1日			